

ホームページ公開用

令和5年第1回

定 例 会 議 事 録

開会：令和5年3月24日

安房郡市広域市町村圏事務組合

令和5年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第1回定例会議事録

1. 令和5年3月24日（金） 午前11時00分

1. 館山市コミュニティセンター 1階 第1集会室

1. 出席議員 8名

1番 石井敬之	2番 石井信重
3番 佐々木久之	4番 庄司朋代
5番 川上清	6番 鈴木直一
7番 鈴木辰也	8番 竹田和明

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

理事長 森 正 一	副理事長 長谷川孝夫
理事 石井 裕	理事 白石治和
代表監査委員 石井 洋	会計管理者 杉田和義
消防長 根本 弘	消防本部次長 笹子幸男
消防本部総務課長 須藤和英	消防本部警防課長 川名和弘
消防本部予防課長 近藤 晃	消防本部総務課長補佐 上野章吉
事務局長 御子神亨	事務局参事兼水道事業 統合推進室長事務取扱 小高恒夫
事務局水道事業 統合推進室主幹 扇谷祐介	事務局庶務係長 森 正 治
事務局副主幹兼 企画事業係長 吉田和弘	

1. 出席事務局職員

議会書記長 宇山英裕 書記 野澤凱莞

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 安房郡市広域市町村圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

日程第4 議案第2号 安房郡市広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

- 日程第 5 議案第 3 号 安房郡市広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4 号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 7 号 安房郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 8 号 令和 4 年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 9 号 令和 5 年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算

閉会 午前 11 時 58 分

開会宣言

議長（佐々木久之君）

本日は、議員の皆様方には、ご多用のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日、議員全員の出席をいただいております。

よって、令和 5 年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第 1 回定例会は、成り立ちました。これより開会いたします。直ちに会議を開きます。

日程の決定

議長（佐々木久之君）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりといたします。

議案の配布

議長（佐々木久之君）

議案の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配布漏れなしと認めます。

出席説明員の報告

議長（佐々木久之君）

本定例会の議案審査のため、地方自治法第121条の規定による出席要求に対し、お手元に配布のとおり出席報告がありましたので、ご了承願います。

諸般の報告

議長（佐々木久之君）

この際、諸般の報告を行います。監査委員から、令和4年度一般会計の11月から2月分に関する出納検査結果の報告がされております。お手元に配付の書類により、ご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐々木久之君）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。1番議員、石井敬之さん。
石井敬之君

はい。

議長（佐々木久之君）

6番議員、鈴木直一さん。

鈴木直一君

はい。

議長（佐々木久之君）

以上2名にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議長（佐々木久之君）

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日と決定いたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

提案理由の説明

議長（佐々木久之君）

この際、本定例会の招集につき、提案理由の説明を求めます。理事長。

理事長（森正一君）

理事長。

本日ここに、令和5年組合議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、極めてご多用の折りにもかかわらず、ご出席賜り、誠にありがとうございます。

さて、本定例会におきましてご審議をお願いいたします案件は、条例議案7件と補正予算及び当初予算の計9件でございます。その概要につきまして、ご説明申し上げます。

議会議案第1号「安房郡市広域市町村圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」ですが、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、当該法律により委任されている事項や条令で定めることが許容されている事項を定めようとするものです。

次に、議会議案第2号「安房郡市広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」であります。個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、安房郡市広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会に関する規定を条例で定めようとするものです。

次に、議会議案第3号「安房郡市広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」であります。個人情報保護法の改正により、令和5年4月から、地方議会は改正法の対象から外れることとなりましたが、引き続き、議会が保有する個人情報の適正な取扱い、個人の権利利益を保護することを目的として、「安房郡市広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例」を新たに制定しようとするものです。

次に、議会議案第4号「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」ですが、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行により、職員の定年年齢を60歳から65歳までに段階的に引き上げるほか、所要の改正を行おうとするものです。

次に、議会議案第5号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ですが、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行により、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任を行うに当たって遵守すべき基準を定めるほか、定年前再任用短時間勤務の制度を設ける等、所要の改正を行おうとするものです。

次に、議会議案第6号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。55歳を超える職員の昇給についての経過措置を廃止しようとするものです。

次に、議会議案第7号「安房郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、県の人事委員会勧告に準じ、会計年度任用職員の給料表を改正しようとするもの

です。

次に、議会議案第8号「令和4年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）」であります。歳入歳出予算の補正として歳入歳出それぞれ880万1千円を減額し、総額を33億3,526万2千円にしようとするものです。歳出の減額の主なものは、統合分署建設事業や消防車両等購入事業の事業費確定に伴う減額です。

次に、議会議案第9号「令和5年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算」ですが、令和5年度予算案の総額は36億1,043万4千円で、前年度当初予算比較では3億1,149万1千円の増、率にして9.4パーセントの増額となりました。増額の主な要因は、消防施設等整備として、西岬・神戸統合分署建設工事及び安房郡市消防本部・館山消防署進入路工事の実施、館山消防署高規格救急車及び和田分署災害対応特殊水槽付ポンプ自動車を更新するためです。

令和5年度の主な事業ですが、職員の共同研修及び採用試験事業で552万円、救急医療対策事業で1億16万1千円、火葬場運営事業で1億2,831万1千円、水道事業統合推進事業で6,457万1千円などとなっています。

また、消防事業につきましては、西岬・神戸統合分署建設事業で3億4,951万1千円、安房郡市消防本部・館山消防署進入路工事で7,891万円、犬掛分遣所非常用電源設備設置事業で2,258万3千円、消防車両の更新で1億301万4千円などとなっています。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶並びに提案理由の説明といたします。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長（佐々木久之君）

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第3 議案第1号 安房郡市広域市町村圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

日程第4 議案第2号 安房郡市広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

議長（佐々木久之君）

日程第3、議案第1号「安房郡市広域市町村圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、日程第4、議案第2号「安房郡市広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」は関連がありますので、一括して議題といたします。

内容の説明を求めます。

事務局長（御子神亨君）

はい、議長、事務局長。

議長（佐々木久之君）

はい、事務局長。

事務局長（御子神亨君）

議案第1号「安房郡市広域市町村圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」及び議案第2号「安房郡市広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」を、一括してご説明いたします。

資料は、白色の表紙1番「第1回定例会議案」の1ページから10ページ、黄色の表紙2番「第1回定例会議案説明資料」の1ページから3ページとなります。

令和3年に改正されました「個人情報の保護に関する法律」により、これまで地方公共団体ごとで統一されていなかった個人情報保護制度について、全国的な共通ルールが規定されました。すでに構成市町の議会でもご審議されたかと思いますが、内容については同様のものとなります。

まず、議案第1号についてですが、改正後の「個人情報の保護に関する法律」において、条令に定めることを委任されている事項や許容されている事項を定めようとするものでございます。開示となる保有個人情報は、安房郡市広域市町村圏事務組合情報公開条例の規定により開示することとしているものであること、開示請求に係る手数料は、写しの交付などに要する実費のみとすることとなっております。

この条例の施行により、平成29年に制定されました安房郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例は廃止となりますが、業務上知り得た個人情報の守秘義務や、不当利用の禁止は引き続き適用されることとなります。

次に、議案第2号についてですが、開示決定等及び開示請求等に係る不作為に対する審査請求について諮問する機関である「情報公開・個人情報保護審査会」について定めようとするもので、審査会の委員は、識見を有する者5人以内で組織し、その任期は2年となります。また、調査審議の手続は非公開となります。この条例の施行により、平成29年に制定された安房郡市広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例は廃止となります。

説明は以上でございます。

議長（佐々木久之君）

以上で、内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。なお、会議規則第46条により、発言は1件につき1人2回までとなっておりますので、ご承知おきください。ご質疑のあ

る方は、ご発言願います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。まず、議案第1号「安房郡市広域市町村圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「安房郡市広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第3号 安房郡市広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

議長（佐々木久之君）

日程第5、議案第3号「安房郡市広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題といたします。内容の説明を求めます。

事務局長（御子神亨君）

はい、事務局長。

議長（佐々木久之君）

はい、事務局長。

事務局長（御子神亨君）

それでは、議案第3号「安房郡市広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」をご説明いたします。資料は、白色の表紙、四角の1番「第1回定例会議案」の11ページから36ページ、黄色の表紙、四角の2番「第1回定例会議案説明資料」の4ページから5ページとなります。

先ほどの議案説明でも申し上げましたが、令和3年に「個人情報の保護に関する法律」が改正されました。この改正により、議会は、法律の対象から

除かれることとなりましたので、組合議会の保有する個人情報を適切に取り扱うために、新たに個人情報を保護するための条例を定めようとするものでございます。

条例の構成につきましては、全国市議会議長会から示された全国統一の案を基に作成したもので、全国の地方議会とほぼ同じ構成の条文となっております。条文は、全57条で構成されております。

第1章は総則として、条例の目的、用語の定義などについて規定しております。第2章は、個人情報等の取扱いの規定でございます。第3章は、個人情報ファイル簿の作成及び公表についての規定でございます。第4章は、開示、訂正及び利用停止についての規定でございます。第5章では、雑則として、適用除外や苦情処理などについて規定しております。

説明は以上でございます。

議長（佐々木久之君）

以上で、内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ご質疑のある方は、ご発言願います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第3号「安房郡市広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第4号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について

日程第7 議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴
う関係条例の整備に関する条例の制定について

議長（佐々木久之君）

日程第6、議案第4号「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」、日程第7、議案第5号「地方公務員法の一部を改正す

る法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は関連がありますので、一括して議題といたします。

内容の説明を求めます。

事務局長（御子神亨君）

はい、事務局長。

議長（佐々木久之君）

はい、事務局長。

事務局長（御子神亨君）

それでは、議案第4号「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」及び議案第5号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を、一括してご説明いたします。資料は、白色の表紙1番「第1回定例会議案」の37ページから60ページ、黄色の表紙2番「第1回定例会議案説明資料」の6ページから40ページとなります。議案説明資料の6ページから7ページには、両議案の改正の概要をまとめてございます。

令和3年に国家公務員の定年の引上げを目的として、国家公務員法の改正が行われ、地方公務員についてもこれと整合を図るため、地方公務員法の一部を改正する法律が可決成立したところですが、地方公務員法では、各自治体が条例によって定年等を定めることとされていることから、本組合においても定年の引上げ及びこれに伴う条例制度を整備しようとするものでございます。

まず、議案第4号の主な改正内容は、職員の定年について令和5年度から令和13年度までの間に、2年ごとに1歳ずつ65歳まで段階的に引き上げること、行政職給料表6級以上で60歳に達している者を翌年度4月1日までに降任させること、60歳以後定年退職日までの短時間勤務の再任用制度を導入すること、60歳に達する前年度に任用及び給与に関する措置や勤務の意思を確認する制度を導入することなどについて定めようとするものです。

次に、議案第5号についてですが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の再任用に関する条例を廃止するほか、職員の給与に関する条例について、当分の間、60歳を超える職員の給料月額を60歳前の7割水準とすること、その他、安房郡市広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例及び職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、職員の育児休業等に関する条例についての条文の整理など、所要の改正を行おうとするものでございます。

説明は以上です。

議長（佐々木久之君）

以上で、内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ご質疑のある方は、ご発言願います。

質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

ご質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。まず、議案第4号「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（佐々木久之君）

日程第8、議案第6号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

内容の説明を求めます。

事務局長（御子神亨君）

はい、事務局長。

議長（佐々木久之君）

はい、事務局長。

事務局長（御子神亨君）

それでは、議案第6号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。資料は、白色の

表紙1番「第1回定例会議案」の61ページ、黄色の表紙2番「第1回定例会議案説明資料」の41ページとなります。

今回の改正は、これまでは経過措置としておりました55歳を超える職員の昇給について、令和3年の県の人事委員会の勧告に準じ、定年引上げの実施時期を踏まえ、附則の特例を廃止しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

議長（佐々木久之君）

以上で、内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ご質疑のある方は、発言願います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第6号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 議案第7号 安房郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（佐々木久之君）

日程第9、議案第7号「安房郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

内容の説明を求めます。

事務局長（御子神亨君）

はい、事務局長。

議長（佐々木久之君）

はい、事務局長。

事務局長（御子神亨君）

それでは、議案第7号「安房郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。資料は、白色の表紙1番「第1回定例会議案」の62ページから67ページ、黄色の表紙2番「第1回定例会議案説明資料」の42ページから46ページとなります。

今回の改正は、県の人事委員会の勧告に基づき、会計年度任用職員の行政職給料表の改正を行おうとするものでございます。

説明は以上です。

議長（佐々木久之君）

以上で、内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、ご発言願います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第7号「安房郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10 議案第8号 令和4年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）

議長（佐々木久之君）

日程第10、議案第8号「令和4年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。内容の説明を求めます。

事務局長（御子神亨君）

はい、事務局長。

議長（佐々木久之君）

はい、事務局長。

事務局長（御子神亨君）

それでは、議案第8号「令和4年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会

計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。資料は、白色の表紙1番「第1回定例会議案」の68ページをご覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正といたしまして、歳入歳出それぞれ880万1千円を減額し、総額を33億3,526万2千円としようとするものでございます。また、併せて、地方債の変更を行おうとするものでございます。

補正の内容につきましては、白色の表紙1番「議案」の74ページから75ページ、黄色の表紙の資料2番「第1回定例会議案説明資料」の47ページから48ページをご覧ください。

歳出予算の補正でございますが、今回の補正につきましては減額ということで、ほぼ入札等に伴う事業費の確定でございますが、2款「総務費」では、市町等職員共同研修事業について今年度の研修課程が終了したことに伴う減額、4款「衛生費」では、火葬場運営事業について安房聖苑火葬場施設等定期修繕の契約額確定に伴う減額、水道事業統合推進事業について水道事業統合支援業務委託の契約額確定に伴う減額、5款「消防費」では、消防施設等整備事業について西岬・神戸統合分署建設事業の契約額確定に伴う減額、消防設備等整備事業について富浦分遣所配備の水槽付消防ポンプ自動車及び館山消防署配備の指揮車の契約額確定に伴う減額、第6款「公債費」では令和3年度借入地方債の利率確定に伴う減額でございます。

これらの歳出予算の補正に係る歳入予算ですが、市町負担金及び地方債を減額してございます。黄色の表紙2番「議案説明資料」の47ページには市町負担金額の補正金額一覧、また、48ページには地方債補正説明資料を掲載してございます。

説明は以上でございます。

議長（佐々木久之君）

以上で、内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、ご発言願います。

質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

ご質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第8号「令和4年度安房郡市広域市町村圏事務組一般会計補正予算（第2号）」を原案のとおり可決することにご異

議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11 議案第9号 令和5年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算

議長 (佐々木久之君)

日程第11、議案第9号「令和5年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算」を議題といたします。内容の説明を求めます。

事務局長 (御子神亨君)

はい、事務局長。

議長 (佐々木久之君)

はい、事務局長。

事務局長 (御子神亨君)

それでは、議案第9号「令和5年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算」について、ご説明いたします。資料は、議案別冊の「令和5年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算書」と、黄色い表紙の2番「議案説明資料」の49ページから55ページとなります。

はじめに、予算書の1ページをご覧ください。令和5年度一般会計当初予算額は総額36億1,043万4千円、令和4年度当初予算との比較では、3億1,149万1千円、9.4パーセントの増額でございます。

次に、歳出予算の概要ですが、予算書によりご説明させていただきますが、併せて「議案説明資料」もご覧いただければと思います。

それでは、予算書の10ページをご覧ください。「議案説明資料」の方は50ページからになります。

第1款「議会費」でございますが、47万4千円と前年度とほぼ同額でございます。

次に、第2款「総務費」でございますが、第1項「総務管理費」及び第2項「監査委員費」の合計は8,734万7千円でございます。失礼しました。前年度予算額と比較いたしまして、759万8千円、8パーセントの減額でございます。

減額の主な要因といたしましては、制度改正に対応するため実施いたしました、定年延長制度導入支援業務委託料及び人事給与システム改修業務委託料の完了に伴う減、実績に基づく職員人件費の減などがございます。

主要事業となります市町等職員共同研修事業につきましては、前年度と同

様、新型コロナウイルス感染症対策のため、受講希望者が多い研修を2回に分けて実施できるように予算計上しております。市町等職員採用試験事業につきましては、例年と同様の内容でございます。

次に、13ページをご覧ください。第4款「衛生費」でございますが、第1項「保健衛生費」第1目「保健衛生総務費」の歳出総額は1億16万1千円で、前年度予算額とほぼ同額でございます。主要事業となります、病院群輪番制病院運営事業、在宅当番医制事業、夜間急病診療事業及び安房地域医療センター救急センター建設事業等補助事業でございますが、例年と同様の内容でございます。

次に、第2目「火葬場費」の歳出合計は1億2,831万1千円で、前年度予算と比較して1,286万7千円、11.1パーセントの増額でございます。火葬場運営事業につきましては、施設の運営・維持管理について例年計上している経費を計上しております。増額の主な要因といたしましては、耐用年数が経過した安房聖苑熱交換器の修繕に係る費用を計上したこと及び燃料費の高騰などによる指定管理業務委託料の増などによるものでございます。

次に、第2項「清掃費」第1目「粗大ごみ処理費」の歳出合計は14万3千円で、前年度当初予算と比較して4,875万8千円の減でございます。粗大ごみ処理施設につきましては、本年度をもって稼動を終了いたしますが、解体までの間、施設を管理する費用を計上しております。

次に、14ページをご覧ください。第3項「水道費」第1目「水道事業統合推進費」の歳出合計は6,457万1千円で、前年度当初予算と比較して195万9千円、2.9パーセントの減額でございます。減額の主な要因といたしましては、実績に基づく職員人件費の減などでございます。

水道事業統合推進事業につきましては、水道事業体の統合に向けた統合基本計画の策定、事業認可に係る申請書類の作成、新たな水道事業体を設置するに当たり必要な例規整備を行うこととしております。

次に、15ページをご覧ください。第5款「消防費」でございますが、第1項「消防費」第1目「常備消防費」の歳出合計は23億916万8千円で、前年度当初予算と比較し、5,092万4千円、2.3パーセントの増額でございます。増額の主な要因といたしましては、実績に基づく職員人件費の増、車載端末地図データ更新に係る経費の増及び共同指令センター運用経費負担金の増などによるものでございます。

主要事業といたしましては、ちば消防共同指令センターの運用経費負担金及び千葉県消防救急無線設備維持管理費負担金を計上しております。なお、ちば消防共同指令センターの運営経費負担金につきましては、令和6年度以

降に予定されているシステムの全体更新を円滑に行うための調査・検証等に
係る費用が含まれております。

次に、19ページをご覧ください。第2目「消防施設費」の歳出合計は5
億5,611万3千円で、前年度と比較し4億256万3千円、262.2
パーセントの増額でございます。増額の主な要因といたしましては、西岬分
署と神戸分遣所を統合した新たな分署の庁舎建設工事費等を計上したことな
どによるものでございますが、消防施設費につきましては「議会説明資料」、
黄色の資料になりますが「議会説明資料」の55ページをご覧ください。

令和5年度の消防施設等整備事業では、西岬・神戸統合分署建設事業、安
房郡市消防本部・館山消防署進入路工事、犬掛分遣所自家発電設備設置事業
を予定しております。

西岬・神戸統合分署建設事業につきましては、令和5年度中の完成を目指
して、庁舎の建設工事などを実施する予定で、事業費は合計で3億4,95
1万1千円、財源といたしましては、2億6,210万円の地方債を充てる
こととしております。

次の安房郡市消防本部・館山消防署進入路工事については、緊急車両が迅
速かつ安全に出動できる体制を確保するため、用地購入及び進入路の工事な
どを実施する予定で、事業費は合計で7,891万円、財源として5,90
0万円の地方債を充てることとしております。

次の犬掛分遣所に非常用電源設備の設置につきましては、当該分遣所が災
害時において拠点機能を適切に発揮できるよう、現在の小型発電機に代えて、
出力10キロボルトアンペアの防災型自家発電装置を設置するものでござい
ます。事業費は2,258万3千円で、財源として2,250万円の地方債
を充てることとしております。

次に、消防設備等整備事業でございますが、和田分署配備の水槽付消防ポ
ンプ自動車と、館山消防署配備の高規格救急自動車を更新する予定でござい
ます。事業費は合計で1億301万4千円、財源として1,383万5千円
を国庫支出金、6,740万円を地方債で賄うこととしております。

恐れ入りますが、予算書の19ページへ戻っていただきたいと思ひます。
一番下の行をご覧ください。

以上によりまして、消防費の歳出合計は28億6,528万1千円で、前
年度当初予算と比較いたしまして、4億5,348万7千円、18.8パー
セントの増額となりました。

次に、予算書の20ページをご覧ください。第6款「公債費」でございま
すが、令和5年度は元利合計で3億5,414万6千円となり、前年度より
9,458万9千円、21.1パーセントの減額でございます。減額の主な

要因でございますが、平成24年度の安房聖苑火葬場建設事業に係る地方債の償還が終了したことなどによるものでございます。

次の第7款「予備費」につきましては、粗大ごみ処理施設が今年度をもって稼動を終了することを踏まえ、前年度比200万円減の1千万円といたしました。

次に、歳入についてご説明申し上げます。予算書の8ページ及び9ページをご覧ください。

はじめに、第1款「分担金及び負担金」でございますが、市町負担金は総額30億7,562万円で、前年度との比較では4,808万9千円、1.6パーセントの増額でございます。増額の主な要因でございますが、西岬・神戸統合分署の庁舎建設工事に係る事業費の増額や、前年度繰越金などの市町負担金以外の財源の減少によるものでございます。

市町負担金の各市町毎の内訳につきましては、予算書の31ページに記載してございますので、ご確認いただきたいと思います。

次に、第2款「使用料及び手数料」でございますが、使用料では火葬場使用料等で3,365万3千円、手数料では危険物関係手数料で70万1千円を見込んでおります。内訳につきましては、それぞれ右側の説明欄に記載のとおりでございます。

次に、第3款「国庫支出金」でございますが、水槽付消防ポンプ自動車更新の財源として緊急消防援助隊施設整備費国庫補助金を1,383万5千円見込んでおります。

9ページをご覧ください。第4款「県支出金」でございますが、水道統合事業に係る統合基本計画策定の財源として、末端水道事業体の統合・広域連携に係る調査検討事業補助金、これについて175万円を見込んでおります。

次に、第5款「繰越金」でございますが、前年度繰越金は7,314万3千円を見込んでおります。

次に、第6款「諸収入」でございますが、グループ保険取扱手数料など73万2千円を見込んでおります。前年度との比較では1,244万3千円、94.4パーセントの減額でございます。これは、粗大ごみ処理施設が今年度をもって稼動を終了いたしますので、有価物の売上代がなくなることによるものでございます。

次に、第7款「組合債」でございますが、総額4億1,100万円を見込んでおります。西岬・神戸統合分署建設事業や水槽付消防ポンプ自動車購入事業などに充てるものですが、対象事業及び地方債の種類等の詳細につきましては、議案説明資料の51ページに記載してございます。

歳入につきましては、以上でございます。

それから、予算書の21ページから27ページまでは、給与費明細書でございますが、記載のとおりでございます。

次の28ページから29ページは、債務負担行為に係る調書でございますが、28ページの上の表をご覧ください。新たに設定いたします債務負担行為は例規内容整備等業務委託料の1件でございます。令和5年度から複数年契約を行うことで、円滑な事務事業の実施を図ろうとするものでございます。これは、安房地域の水道事業統合に向けた例規の作成等を委託するもので、期間は令和5年度からの2年間、限度額は638万円としております。

また、次の30ページには地方債に係る調書、31ページは市町負担金算出資料となっております。それぞれ記載のとおりでございます。

以上、雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

議長（佐々木久之君）

以上で、内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、ご発言願います。

質疑ございませんか。

4番、庄司議員。

庄司朋代君

まず予算書で言いますと13ページ、火葬場費についてお伺いをいたします。修繕料として説明がありましたのが、安房聖苑の熱交換器の修繕ということでした。建物としては長狭地区の方がずっと古いわけなんです、長狭地区の分はないのか、すべてこれは安房聖苑分なのかというところと、併せてですね、同じページの使用料及び賃借料のところの著作権等使用料、この著作権等というのは今までなかったように思いますので、これについて説明願います。

事務局長（御子神亨君）

はい、事務局長。

議長（佐々木久之君）

はい、事務局長。

事務局長（御子神亨君）

はい、お答えします。長狭火葬場の、まず修繕の工事ですが、定期修繕の方に入っております。安房聖苑のこの機械器具についてはですね、大体7年ぐらいが耐用年数ということでですね、排気の関係の機械になりますので、もう10年経ったところでございます、3系統ございますので、来年度から3年間でですね、交換させていただこうかということで、予算計上させていただきます。

あと著作権については、すみません、失念しておりました。県のですね、

方で今まで建築とかですね、そういった資材単価表というのがございまして、それを広域の方で払うって言うんですかね、使うためにですね、著作料を払うということになりましたので、その経費でございます。工事をやるのにですね、単価表というのがありまして、それを使うための著作権があるそうなので、それを使うための使用料ということです。よろしいでしょうか。

議長（佐々木久之君）

はい、4番議員、庄司議員。

庄司朋代君

今の単価表についてお伺いしますが、それは県の著作物なのか、それで誰に払うんですかというところなんですけど、その単価表なるものですね、ごめんなさい、ちょっと知識がないんですけども、公共的なものではないのかと、その著作権があるというところがよくわからないので教えていただきたいのと、熱交換器の方はわかりました。

2回しか発言できないのでごめんなさい、もうひとつだけ言わせてください。もう1点が消防費の方になってしまうんですが、研修の中で新たにハラスメント防止等職員研修委託料というのが入っております。こういうことをやっていただいて非常にありがたいなと思うのですが、どういうところに研修を委託される予定なのか、また対象職員をどのように考えているかをお伺いいたします。以上です。

事務局長（御子神亨君）

はい、事務局長。

議長（佐々木久之君）

はい、事務局長。

事務局長（御子神亨君）

すみません。まず単価表の方ですが、すみませんわかりづらくて。まず単価表を作成しているのが「一般財団法人経済調査会」というのがございまして、その団体の方にお金を払うということになっております。システム上、そういう形になってございまして、今申し上げたところに払うということになります。

以上でございます。

消防長（根本弘君）

はい、消防長。

議長（佐々木久之君）

はい、消防長。

消防長（根本弘君）

ただ今、庄司議員の方からの質問の中に、ハラスメントの研修ということ

で、対象職員にあつては全職員になります。また、講師にあつては各市町村が研修を行っている派遣先の講師を呼んで、講習を行う予定となっております。

以上です。

庄司朋代君

よくわからないんですけど、すみません。

議長（佐々木久之君）

すみません。もう一度ちょっと詳細と言うか、お願いしたいと思います。

消防長（根本弘君）

はい、消防長。

議長（佐々木久之君）

はい、消防長。

消防長（根本弘君）

詳細といいますと。

庄司朋代君

すみません、3回目です、ごめんなさい。

議長（佐々木久之君）

4番、庄司議員。

庄司朋代君

言葉の意味が分からなかったの。「市町村が派遣をしている」というあたりがちょっと。要はその対象している、例えば組織、団体なりがあるのかということですが。

消防長（根本弘君）

広域で職員研修を何種類か行っているんですけども、その講習を行っている派遣先の講師を呼んで、講習を行います。よろしいでしょうか。

庄司朋代君

はい、分かりました。

議長（佐々木久之君）

ほかに質疑ございませんか。

はい、8番、竹田議員。

竹田和明君

予算書の23ページなんですけれども、(3)にですね、表があつて、平均年齢が出てるんですが、この平均年齢、令和4年と5年で比較するとですね、かなり平均年齢が下がっているように見えるんですけど、52歳1ヶ月から43歳10ヶ月ということで、職員の数がそこそこいるなかで、これだけ平均年齢が変わった要因っていうのが何なのかというのが質問です。

事務局長（御子神亨君）

事務局長。

議長（佐々木久之君）

はい、事務局長。

事務局長（御子神亨君）

はい、お答えします。事務局の職員、各市町から派遣、頂戴しているところなのですが、今年度ですね、交換した職員がですね、前にいた職員の方がかなり年齢が高いと言いますか、号給で言いますとかなり高い方の職員がおりまして、係長級以上だったと思いますが、代わりに来た職員がですね、主事クラスになりますので50代過ぎた職員が20代、30代に代わったというそういった要因がございます。以上でございます。

竹田和明君

わかりました。

議長（佐々木久之君）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第9号「令和5年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

閉会宣言

議長（佐々木久之君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。よって、令和5年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第1回定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時58分 閉会